

グループホーム白ゆり中央

運 営 規 程

連絡先 株式会社メディカルシャトー
グループホーム白ゆり中央
〒064-0809
札幌市中央区南9条西7丁目1番28号
電話 011-511-8075 FAX011-511-8076

グ ル ー プ ホ ー ム 白 ゆ り 中 央 運 営 規 程

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社メディカルシャトー（以下「事業者」という。）が運営するグループホーム白ゆり中央（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とするものである。

(事業の目的)

第 2 条 本事業は、要支援 2 又は要介護状態であって認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。）に対し、共同生活起居において 9 人という少人数で、家庭的な環境のもとで入居者の意思及び人格を尊重し、地域住民との交流の下で、入居者本位の適切なサービス（入浴、排泄、食事等の介護）を提供する事を目的とする。また併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

- 第 3 条
1. 事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 2. 事業所の介護従業者などは、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、認知症の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、個別の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、生活全般にわたる援助を行う。
 3. 入居者及び家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。事業の実施に当っては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、愛護支援者、介護保険施設等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。（運営推進会議を設置し、2 ヶ月に一度位の割合で開催し適正な運営を図る。）
 4. 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 5. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 白ゆり中央
- (2) 所在地 札幌市中央区南9条西7丁目1番28号

(利用定員)

第5条 グループホーム白ゆり中央の利用定員は27名（ユニット 花の館9名・鳥の館9名・樹の館9名）とする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) ユニット名 花の館

- ① 管理者1名（常勤ユニット鳥の館・樹の館管理者）

管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行うと共に、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- ② 計画作成担当者1名（常勤介護従業者兼務）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。（入居時概ね6ヶ月ごと、その他必要に応じて見直し）

- ③ 介護従業者6名以上

介護従業者は介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活が営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

- ④ 看護職員1名以上（非常勤看護師ユニット鳥の館・樹の館、DS 白ゆり中央看護職員兼務）

入居者の日常的な健康管理（24時間連絡体制）通常時及び、特に入居者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整

- (2) ユニット名 鳥の館

- ① 管理者1名（常勤ユニット花の館・樹の館管理者）

管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行うと共に、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- ② 計画作成担当者1名（常勤介護従業者兼務）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。（入居時概ね6ヶ月ごと、その他必要に応じて見直し）

- ③ 介護従業者6名以上

介護従業者は介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活が営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

- ④ 看護職員1名以上（非常勤看護師ユニット花の館・樹の館、DS 白ゆり中央看護職員兼務）

入居者の日常的な健康管理（24時間連絡体制）通常時及び、特に入居者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整

(3) ユニット名 樹の館

① 管理者1名（常勤ユニット花の館・鳥の館管理者）

管理者は、事業所の総括責任者として従業者の管理及び業務の管理を行うと共に、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

④ 計画作成担当者1名（常勤介護従業者兼務）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。（入居時概ね6ヶ月ごと、その他必要に応じて見直し）

⑤ 介護従業者6名以上

介護従業者は介護計画に基づき入居者に対して入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活が営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

④ 看護職員1名以上（非常勤看護師ユニット花の館・鳥の館、DS 白ゆり中央看護職員兼務）

入居者の日常的な健康管理（24時間連絡体制）通常時及び、特に入居者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整

（介護の内容及び利用料等）

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者又はその家族に対し説明を行い同意を得るものとする。

（1）入浴、排泄、食事、衣服の着替え、整容などの介護

（2）見守り、誘導等の介護

（3）日常生活上の健康管理（看護師による24時間連絡体制）

（4）趣味、嗜好に応じた活動支援

（5）家族との交流支援

（6）その他の日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助

2. 前項の費用の支払を受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を入居者から受けるものとする。なお、費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文章（重要事項説明書）で定めた費用について説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名を受けることとする。又、費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（1）保証料 入居時に居室利用料2か月分（返還は致しません）

（2）室料 月 額 72,000 円（平成29年10月1日以降入居されている方）
69,000 円（平成28年4月1日以降入居されている方）
65,000 円（平成28年3月31日までに入居されている方）

（3）食材料費 日 額 1,530 円

欠食扱い（一食でも食べた場合は1日分お支払いいただきます。）

- | | | | | |
|-----|------|---|-----------------|----------|
| (4) | 光熱水費 | <u>月 額</u> | <u>20,400 円</u> | |
| (5) | 暖房費 | <u>月 額</u> | <u>11,200 円</u> | (9月から6月) |
| (6) | 管理費 | <u>月 額</u> | <u>5,500 円</u> | |
| (7) | その他 | 理美容代、おむつ代、個人の嗜好品等、認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる、実費相当額。 | | |

3. 入居者は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、入居開始日又は入居終了に伴って1ヵ月に満たない期間を入居した場合等は、日割り計算によって計算するものとし、入居者は、月額利用料を翌月20日～月末までに、現金又は振込み、自動口座振替で支払うものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
3. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
4. 入居者の退居に際しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
5. 入居を希望する者又は、家族は次の各項を尊重し、事業者と入居者及び家族は協力して当該入居者の心身の安定を図る事に努めることとします。
- (1) 入居者は健康に留意するよう努めてください。
 - (2) 健康状態に異常がある場合には、申し出のできる方は早めに職員に伝えて下さい。
 - (3) 食事その他の家事等には、可能な限り協力して頂くこともあります。
 - (4) 喫煙又は飲酒は定められた場所で行ってもらいます。
 - (5) けんか、口論、泥酔等、他人に迷惑をかけることは慎んでいただきます。
 - (6) 事業者は入居申込者の入居に際し、より良いサービス提供のため、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、入居申込者及び家族はこれに協力するものとしします。
 - (7) 入居を許可された者は、他の入居者の生活を乱さぬよう心がけると共に、共同生活上の役割を担うよう努めていただきます。

(8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力していただきます。

(衛生管理及び感染症対策)

第9条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回実施する。施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第10条 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その再発防止策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のために委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師に連絡するとともに看護師の指示を仰ぐ。主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- (1) 消火、通報及び火災（日中、夜間想定）、自然災害避難の訓練（合計年3回以上）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

（協力医療機関等）

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2. 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
3. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（記録の整備）

第14条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 事業者は、入居者に対する介護保険サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し（1）（2）（3）は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日、（4）（5）（6）はその完結の日から2年を経過した日まで保存する。

- (1) 介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 従業員の勤務の体制及び実績に関する記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び措置の記録

（苦情処理）

第15条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た入居者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(人権の擁護及び虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 18 条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第 19 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター

の職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の服務規程）

第21条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- （1）入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- （3）お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心がける。

（勤務体制等）

第22条 事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

（職場におけるハラスメント）

第23条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（従業者の質の確保等）

第24条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、ま

た、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 内部外部研修 1 年 1 回その他管理者が必要と認めた時随時行う

2. 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（秘密保持等）

第 25 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（損害賠償）

第 26 条 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行わなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第 27 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社メディカルシャトーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 12 日から改訂する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 26 年 5 月 8 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 2 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 11 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 29 年 1 月 16 日から改訂する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改定する。